

N協第3009号

令和4年8月3日

横浜市港南区港南台九丁目30番31号  
特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金  
理事長 角田 東一

神奈川県知事



神奈川県指定特定非営利活動法人として指定された旨の通知書

貴法人については、令和4年8月1日付けで地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例が施行され、神奈川県指定特定非営利活動法人として指定の有効期間が更新されますので通知します。

なお、条例改正後においても更新前に指定を受けた期間は有効となります。

記

更新後の指定の効力を生じた日	令和4年8月1日
更新後の指定の有効期間	令和4年8月1日 から 令和9年7月31日まで (2022年8月1日 から 2027年7月31日まで)
更新後の寄附金の控除対象期間	令和4年8月1日 から 令和9年7月31日まで (2022年8月1日 から 2027年7月31日まで)

※更新前の指定の有効期間：平成29年8月1日から令和4年7月31日

※更新前の寄附金控除対象期間：平成29年8月1日から令和4年7月31日